

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

市町村名 (市町村コード)	会津若松市 (07202)
地域名 (地域内農業集落名)	高野地区 (上高野、下高野、吉田、森台、界沢、西木流、橋本、中前田、沼木、鶴沼、平塚集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基盤整備を実施した集落では、農地の集積・集約化が図られており、認定農業者だけでなく兼業農家等の中小規模の農業者も担い手として活躍している。</li> <li>○基盤整備を実施していない集落では、中小規模の農業者の規模縮小・リタイアが増えてきており、集落内の担い手も狭小地の耕作に苦慮していることから、集落外の農業法人等の入作者を交えながら維持管理を図っている。</li> <li>○現状の担い手の子弟の中に、就農意向を持つ者が数名存在しているため、将来的な地域農業の担い手として育成していく必要がある。</li> <li>○上高野集落では、基盤整備後の農地の集積・集約化先として農業法人が設立され、関係機関の助言を受けながら経営基盤の強化を図っている。</li> </ul> <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区西側の農地は、上高野集落が基盤整備完了したことで大部分の農地が大区画化されたが、東側の中前田集落・沼木集落のほぼ全域及び橋本木流集落の一部農地は狭小地である。</li> <li>○町北地区・下荒久田集落で基盤整備事業が計画されており、中前田集落の一部農地をエリアに含める予定だが、大部分は狭小地として残存する見込みである。</li> <li>○そのため、基盤整備を実施していない狭小地における今後の方針について検討していく必要がある。</li> <li>○基盤整備を実施した集落でも、住宅地付近等には狭小な畑地が残存しており、所有者自身により維持管理せざるを得ないが、高齢化により困難になってきているため、より効率的な手法について検討していく。</li> </ul>
--

### (2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>○現状維持を希望する個人の農業者については、今後も地域の担い手として可能な限り水稻や野菜・花き等の作付けを継続する。</li> <li>○規模拡大の意向を示す農業者が多いため、規模縮小等で貸借が必要な農地が発生した際は、所有者の意向を踏まえつつ引き受けを希望する担い手間て協議しながら引き受け手を選定していく。</li> <li>○農業法人の後継者となり得る従業員の確保に向けて、雇用就農資金等の活用を検討していく。</li> <li>○狭小な畑地において引き受け手を見込むのは困難であることから、効率的な維持管理の手法について検討していく。</li> </ul>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	469.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	469.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○現状は、地区内の全農地で今後も農業上の利用を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○基盤整備済みの集落では整備計画に沿った集積・集約化が行われているため、今後も同様の体制を継続していく。 ○新たに貸借が必要な農地が発生した際は、集積・集約化に加え、所有者の意向や引き受けを希望する担い手の意向等も尊重しながら引き受け手を選定していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○現在、農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用して行われている農地貸借については、契約期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借への移行を推進していくが、それが難しい際は農地法第3条に基づく貸借を活用していく。 ○新たに基盤整備を実施する農地では、農地中間管理機構を活用した貸借が必須となることから、関係機関と連携しながら貸借契約等の事務手続きを進めていく。 ○中小規模の農業者が農業を継続していくために、農作業受委託契約の活用についても検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
○基盤整備未実施の狭小地において、新たな整備事業の要否について検討していく。 ○地区の南東に位置する町北地区・下荒久田集落で基盤整備事業の検討が始まっていることから、一体的な整備の可否についても検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○地区内農業者の子弟の内、数名が就農意向を示しているため、地区内の担い手を中心に新たな地区内農地の担い手へと育成していく。 ○農業法人の後継者確保の手段の1つに、新規就農者を法人が受け入れ、雇用就農資金等を活用しながら後継者へと育成していく取組が期待できることから、関係機関から高野地区で新規就農を希望する者についての情報収集を継続的に行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

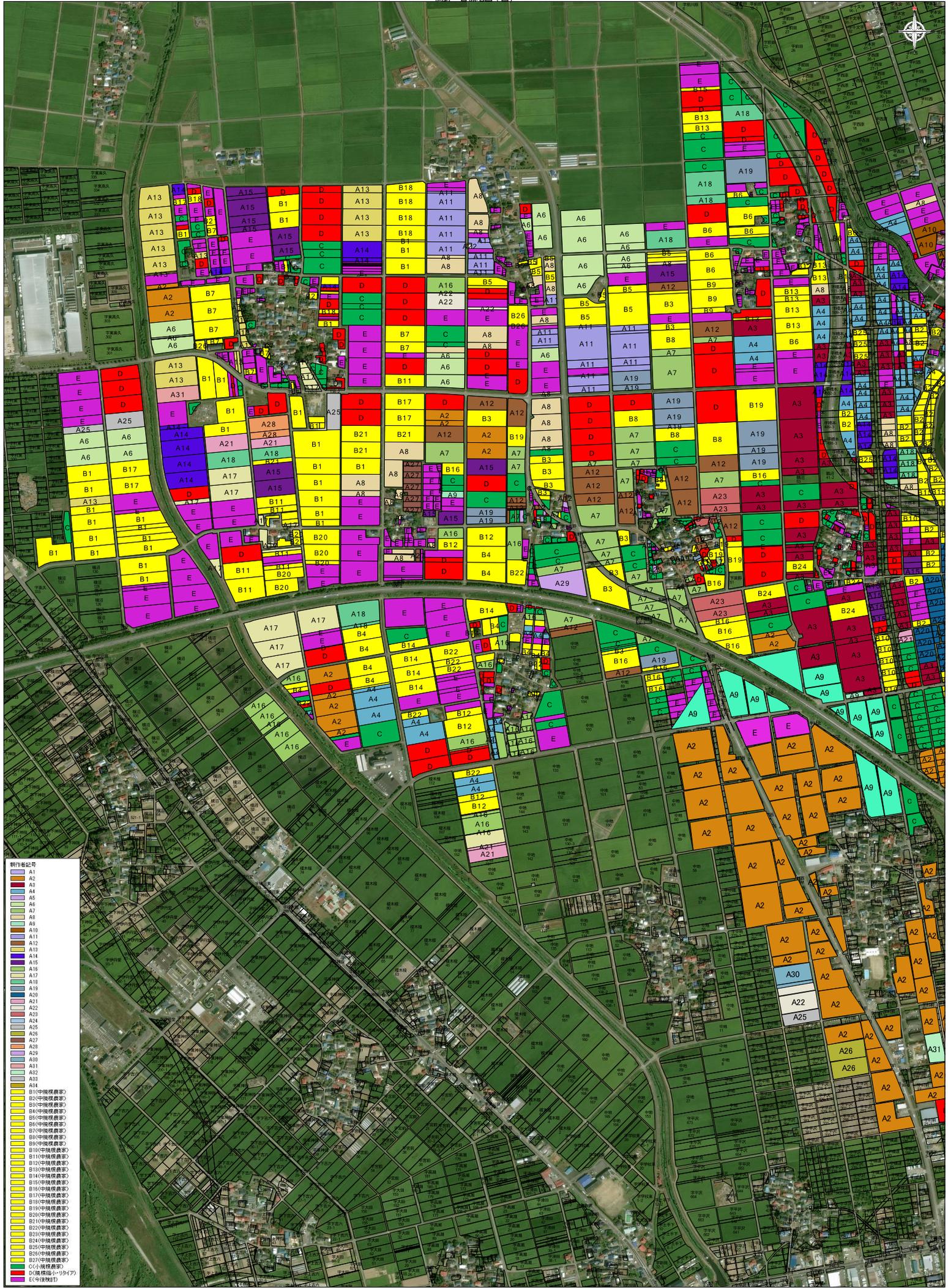
【選択した上記の取組方針】

③スマート農業

農業従事者の減少や高齢化による担い手不足などの課題があることから、スマート農業の技術を活用し、省力化や効率的な生産を図っていく。

⑦保全・管理等

○地区内の多くの集落が多面的機能支払制度に取り組んでおり、農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成に効果的な取組であることから、今後も取組を継続していく。



- 併行番号記号
- A1
  - A2
  - A3
  - A4
  - A5
  - A6
  - A7
  - A8
  - A9
  - A10
  - A11
  - A12
  - A13
  - A14
  - A15
  - A16
  - A17
  - A18
  - A19
  - A20
  - A21
  - A22
  - A23
  - A24
  - A25
  - A26
  - A27
  - A28
  - A29
  - A30
  - A31
  - A32
  - A33
  - A34
  - B1(中規模農家)
  - B2(中規模農家)
  - B3(中規模農家)
  - B4(中規模農家)
  - B5(中規模農家)
  - B6(中規模農家)
  - B7(中規模農家)
  - B8(中規模農家)
  - B9(中規模農家)
  - B10(中規模農家)
  - B11(中規模農家)
  - B12(中規模農家)
  - B13(中規模農家)
  - B14(中規模農家)
  - B15(中規模農家)
  - B16(中規模農家)
  - B17(中規模農家)
  - B18(中規模農家)
  - B19(中規模農家)
  - B20(中規模農家)
  - B21(中規模農家)
  - B22(中規模農家)
  - B23(中規模農家)
  - B24(中規模農家)
  - B25(中規模農家)
  - B26(中規模農家)
  - B27(中規模農家)
  - C(小規模農家)
  - D(環境係(小・シイワ))
  - E(環境係)

